

# 人権を考える市民の集い2021 (オンライン開催)

人権尊重のまちづくりのための講演会を、今年はオンライン開催します。インターネットを見られない方のために、上映会場を設けて講演の様子を上映するほか、人権に関する作品展も行います。※手話通訳あり

**対象** どなたでも (上映会は市内在住の方のみ)

**内容** ・市長あいさつ

・人権講演「一緒に生きて行こう～あなたの愛を求めています～コロナ禍で悩んでいる人へのメッセージ」

※ライブ配信・後日配信・上映会の内容は全て同一のものです。

**オンライン配信** 配信期間 **ライブ配信** 12月4日(土) 10時～11時  
**後日配信** 12月11日(土)～18日(土)

**申込** メールにて、氏名・年齢・性別・住所・電話番号・メールアドレス・ライブ配信または後日配信のどちらを希望するかを記入のうえ、11月30日(火)までに申し込みください。e-mail [jinken@city.tochigi.lg.jp](mailto:jinken@city.tochigi.lg.jp)

**視聴方法**

後日、視聴用のURLをメールにてお送りします。配信期間内に、パソコン・スマートフォン・タブレットなどでアクセスすると視聴できます(Wi-Fi接続での視聴をおすすめします。携帯回線の方は通信料負担にご注意ください。)

**上映会** 日時 12月4日(土) 15時～16時10分

**会場** とちぎ岩下の新生姜ホール〔栃木文化会館〕大ホール(旭町)  
※ホワイエにて、小学生の人権書道や人権絵画を展示します。

**定員** 600人(当日先着順)

☎ 人権・男女共同参画課 ☎ (21) 2161



講師 **家田 荘子氏**  
(作家・僧侶)

# 感染症拡大の影響で 令和3年1月以降家計が急変した子育て世帯の方へ ～特別給付金を受け取れる場合があります～

令和3年度の市民税が非課税の方は「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」が給付されていますが、市民税が課税されている方でも、条件により給付金を受け取れる場合があります。

**対象** 次の全てを満たす方

- ・平成15年4月2日から令和4年2月28日までに出生した児童(障がい児の場合、平成13年4月2日以降に出生した児童)を養育する父母等
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が減少し、収入(所得)見込額が市民税非課税相当限度額以下となる方

※既に本給付金やひとり親世帯分の給付金を受けている方の重複受給は不可

**申請期限** 令和4年2月28日

(お子さんが令和4年2月生の場合は、3月15日)

**収入見込み額の計算方法** 詳しくは、市ホームページに掲載の「【家計急変者の方用】簡易な収入見込み額の申立書」をご覧ください(子育て支援課窓口にもあります)。申立書のチャートにご自身の収入状況などを記入して計算をすることで、該当するかどうか判定できます。



※収入見込額が市民税非課税相当限度額以下になるかどうかは、ご自身の収入状況や収入の種類(給与収入・営業収入など)、配偶者の収入状況、扶養しているお子さんの人数によって変わります。

※計算方法がわからない場合は、ご自身の令和3年中の収入見込額がわかるもの(給与明細や事業の帳簿など)をご用意のうえ、問合せ先へ相談ください。

※上記の申立書の計算で支給対象外の判定となっても「簡易な所得見込み額の申立書」の判定で支給対象となる場合があります。あわせてご確認ください。

**参考例** 給与収入のみの方で、配偶者(給与収入103万円以下)とお子さんの2人を扶養している場合の非課税相当収入限度額

⇒ 168万円

☎ 子育て支援課 ☎ (21) 2222

# 犬の散歩など公園内でのマナーを守りましょう

公園内で犬などの散歩をする場合「フンは後始末をする」「必ずリードを付ける」など、マナーを徹底していただきますようお願いします。



**ペットの入園を規制している公園もあります**

利用する公園にペットが入園できるか、事前に市ホームページなどで必ず確認してください。 ☎ 公園緑地課 ☎ (21) 2414

# 「ヤングケアラー」のことは知っていますか?

皆さんは、自分自身がヤングケアラーであることを自覚していない、あるいは、周囲に相談できない子どもが多くいることを知っていますか?

皆さんの目で気が付いたこと、家族の事、ご自身のことで悩んだら、ご相談ください。 ☎ 家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎ (21) 2227

## ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている